

◎新潟県告示第638号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営地すべり対策事業 松代第三（清水日影）地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 十日町市清水ほか 地内